

1 1 月定例総会議事録

1. 開催日時 令和4年11月16日（水）午前10時～10時43分
2. 開催場所 宇部市男女共同参画センター・フォーユー 3階 軽運動室
（宇部市琴芝町一丁目2番5号）
3. 出席委員 会長 原田 秀一
職務代理 上田 直樹
委員 伊藤 多美恵、河崎 貫一郎、村田 信男、
村田 高子、岡田 保子、落合 直巳、阿部 利男、
関谷 利彦、正司 浩幸、河村 守浩、田中 修、
富永 茂巳・・・（14人）
4. 欠席委員 内山 信行、野村 文雄、磯部 恵子、大草 知子・・・（4人）
5. 議事日程
第1 議事録署名委員の指名
第2 付議事項
議案第1号 農地法第4条の規定による転用許可申請について
議案第2号 農地法第5条の規定による転用許可申請について
議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第4号 農地法第3条（施行規則第17条第2項該当）に規定する別段の面積の
指定申請について
議案第5号 非農地証明申請について
議案第6号 農用地利用集積計画（案）の審査について
議案第7号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見について
議案第8号 事業計画変更承認申請について
第3 報告事項
報告第1号 農地法第18条の規定による賃貸借契約の解約通知について
報告第2号 認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について
6. 事務局 河村局長、石川局長補佐、縄田係長

議 長： 定刻となりましたので、11月の定例総会を開会します。
事務局から諸般の報告をお願いします。

事務局： それでは諸般の報告をします。
本日の出席人数ですが、ただ今の出席委員は14人です。
欠席は4名となっています。
本日の議事は、議案第1号から第8号までの付議事項32件及び報告事項2件
です。
議案第4号は、申請の取り下げがあったことから議案を削除します。
議案の繰り上げは行いません。以上で報告を終わります。
本日の議事日程ですが、議案第7号について宇部市農業振興課から担当者の出
席がありますことから、最初に議案第7号から御審議をお願いします。
以上で報告を終わります。

議 長： 本日の委員18人中14人出席ですので、総会は成立しています。
本日の議事録署名委員については私から指名します。

また、水路への流出入については、当該地は水利組合はなく、隣接農地所有者の同意がされています。

本日お配りしている資料の添付①をご覧ください。工事の工程については、着工は令和5年4月、工事の完了は令和6年3月の予定です。

次の議案書23ページ、24ページはこの事業に関連する利用権の解約ですが、借りていた法人に確認しましたが、農業経営等において「特に支障・問題はない」との回答がありました。

申請地は、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金の対象農地ではありません。

山口県農業協同組合からは「営農活動への影響の無いよう資材の流入、排水対策等に配慮すること」の意見書が提出されています。また、隣接農地所有者の同意書が提出されています。

最後に、申請地の東側に砂利を敷いた通路がありますが、赤線に沿って進入路を造成していることから始末書の提出がなされています。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長： はい、ありがとうございました。
本件について、質問や意見等ありますか。

議 長： 排水対策をするということは、油の流出を防ぐということだけですか。

農業振興課： はい。当然油対策で油分分離槽を設置するということもありますし、雨水については自然流下、自然浸透で農業用水路ではない水路であるとの計画が出ており、水利組合、隣接使用者の同意を得ているということです。

議 長： はい、分かりました。意見(案)について、事務局説明をお願いします。

事務局： はい。事務局の意見案を読み上げます。本件農地に係る農業振興地域整備計画の変更に伴う意見については、岐波地区協議会において、慎重に検討した結果、当日資料のとおり、意見を取りまとめたものです。読み上げます。

「当委員会に提出された事業計画書、利用計画図等の事業内容を遵守し、周辺農地に営農上の支障が発生しないよう配慮すること。」

議 長： よろしいですか。それでは採決します。議案第7号について、事務局案のとおりとすることに賛成の方は挙手願ひます。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、議案第7号の計画変更については、当日資料のとおりとします。農業振興課の富田さん、ありがとうございました。終わりますので退室をお願いします。

(富田主幹退室10:19分)

次に議案第1号、農地法第4条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は1ページの旧市地区の議案、12番について説明します。
本件について事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、12番は許可します。
次に議案第2号、農地法第5条の規定による転用許可申請について、地区単位で一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事 務 局： 議案書は2ページの上から1番目から5番目までの旧市地区の議案、110番から114番までの5件について説明します。113番と114番に訂正表のとおり訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 旧市地区の5件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。旧市地区の5件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、110番、111番、112番、113番、114番は許可します。事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は2ページの一番下から3ページの1番目と2番目までの厚南地区の議案、115番から117番までの3件について説明します。いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 厚南地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。厚南地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、115番、116番、117番は許可します。事務局、次をお願いします。

事 務 局： 議案書は3ページの上から3番目から5番目の東岐波地区の議案、118番から120番までの3件について説明します。119番は、訂正表のとおり訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 東岐波地区の3件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。東岐波地区の3件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、118番、119番、120番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は3ページの一番下から4ページの3番目までの西岐波地区の議案、121番から124番までの4件について説明します。119番は、訂正表のとおり訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 西岐波地区の4件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。西岐波地区の4件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、121番、122番、123番、124番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は4ページの上から4番目の小野地区の議案、125番について説明します。本件については、訂正表のとおり訂正があります。
本件について事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 小野地区の本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。小野地区の本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、125番は許可します。事務局、次をお願いします。

事務局： 議案書は4ページの上から5番目と6番目の楠地区の議案、126番と127番の2件について説明します。126番に訂正表のとおり訂正があります。
いずれの議案も事前質問はありませんでした。また、基準書に記載のとおり、いずれの議案も立地及び一般基準の許可要件はすべて満たしています。

議 長： 楠地区の2件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。楠地区の2件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、126番、127番は許可します。

次に、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は5ページ、農地法第3条の許可申請が2件あります。旧市地区の議案24番、25番について説明します。

いずれの議案も事前質問はありませんでした。申請内容は議案書に記載のとおりです。事務局で申請内容及び事務局所管台帳と照合した結果、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について許可することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、24番、25番は許可します。

次に、議案第5号、非農地証明申請について、一括して上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は7ページから8ページ、58番から66番までの9件あります。

いずれの議案も事前の質問はありませんでした。申請地の現況は、議案書に記載のとおりです。

議 長： 本件について、質問、意見等ありますか。

(質問、意見なし)

議 長： 採決に入ります。本件について、議案書記載のとおり証明することに賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長： 全員賛成ですので、全件について承認・証明することとします。

次に、議案第6号、農用地利用集積計画(案)の審査について上程します。事務局、説明をお願いします。

事務局： 議案書は9ページから15ページです。

議 長： 全員賛成ですので、本件について承認することとします。

付議事項は終わりました。
次に報告事項に入ります。事務局、説明をお願いします。

事務局： 総会報告事案は2件あります。順に説明いたします。
報告第1号、議案書は23ページです。西岐波地区の農地の賃貸借の「合意による解約」の通知があった旨の報告です。
次に、報告第2号、議案書は25ページです。
認定電気通信事業者が行う公益事業についての転用は、転用許可不要で計画協議でよいとされています。この度、楠地区内で携帯電話の無線基地局設置の協議があり、異議なし回答を行った旨の報告です。

議 長： ただいまの報告事案について質問等はよろしいですか。これら報告事項であり了解いただきたいと存じます。
事務局から連絡等はありませんか。

(事務局から、次回日程及び視察研修について連絡)

議 長： 今回の視察先は防府と阿知須です。2か所とも米からの脱皮をある程度試みているところです。
防府は、米だけでは雇用が維持できないので、仕事が切れないように花をやっておられます。
阿知須は、45、6歳の若い方の農業法人です。目標は年間売上1億円を目指しておられ、主に米・稲に加え、サトイモ、にんにく、そして寒付けを作られ、朝市や道の駅にも出荷しておられます。食品加工は手がかかるので合理化していきたいとのこと。雇用・福利厚生関係についても説明をお願いしています。
それではこれで、すべての議事・報告が終わりました。
これを持ちまして、11月定例総会を閉会します。

(10:43 終了)